



6月30日
東地申
第73号

「労使間の取扱いに関する協約」の遵守を 求める申し入れを行う！

「労働組合側に問題がある」という
会社の意志は許されない！
事実経過を歪め

地本は、2022年4月22日に「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」の提案を受けて、各系統の特性を踏まえた「解明申し入れ」などの団体交渉を行い、議論してきました。

しかし、信号通信や電力関係については、それぞれ3回（2023年6月30日時点）の団体交渉を開催してきましたが「提案箇所体制における作業数の算定根拠」への明確な回答がなく、団体交渉が滞っています。

そのような中、会社側から「団体交渉を円滑に進めていくために」と書面での資料提示がありました。しかし、この間の経過があたかも「労働組合側に問題がある」との見解が示されたため、団体交渉の再開が困難となりました。

団体交渉の開催は、日本国憲法や労働組合法に依ることは当然ながら「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に基づき開催しています。今回の事態は、労使の信頼関係にまで発展するものであり、事実経過を歪め「労働組合側に問題がある」との会社の意思であれば許されるものではありません。

よって、地本は以下の内容で申し入れを行いました。

～申し入れ内容～



申し入れ内容
はこちらへ！

1. 2022年度東地申第32号「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する申し入れ（信号通信関係）および東地申第33号「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する申し入れ（電力関係）に関するこれまでの事実経過を改め、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」を遵守すること。